

静岡県公立大学法人

平成26年度 年度計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果、内容等

ア 育成する人材

(ア) 静岡県立大学

a 学士課程

<全学的に取り組む教養教育>

・全学共通科目の大幅な見直しを完成させることにより、平成 27 年度から実施予定の豊かな教養と基礎学力を兼ね備えた人材を育成するための新カリキュラムへの移行を準備する。(No. 1)

<専門基礎教育・専門教育>

[薬学部]

・薬学教育モデル新コアカリキュラム（平成 27 年度実施予定）に対応するカリキュラムと教育内容の改訂作業を学年進行に合わせながら進める。(No. 2)

・創薬及び育薬を主体的に担うための研究能力と問題解決能力を備えた人材を育成するために、カリキュラムの改訂作業を進める。(No. 3)

・新制度の薬剤師国家試験の内容を精査し、引き続き合格できる学力の充実のために教育内容の検討を進める。新卒者の薬剤師国家試験の合格率は国公立大学の上位 5 位以内を目指す。(No. 4)

[食品栄養科学部]

・3 学科（食品生命科学科、食品栄養生命科学科及び環境生命科学科）が連携を取りつつ、食品・栄養・環境の総合科学に関する教育を推し進めるために、学部共通科目の充実を図るとともに、各学科の特徴を活かしたカリキュラムを整備する。(No. 5)

・過去の管理栄養士国家試験成績を踏まえ、学生に対する補講や模擬試験などの国家試験対策の充実を図る。また、国家試験の内容を基に、栄養生命科学科のカリキュラムの再点検を行う。模擬試験の獲得点数が低い学生に対しては引き続き個別指導を進める。新卒者の管理栄養士国家試験の合格率は 100%を目指す。(No. 6)

[国際関係学部]

・平成 27 年度からの新カリキュラムの実施に向けて、学生の履修を想定したシミュレーションを実施し、不備がないかについて点検作業を行うとともに、カリキュラムの移行における課題と対応策を検討する。(No. 7)

・英語基礎力定着の徹底については、平成 27 年度からの新カリキュラムにおいて、英語科目の大幅な拡充を目指す。TOEIC 対策については、これまで行ってきた毎週英語必修クラスを利用した指導を継続しつつ、テキストの変更を含む改善を行う。2 年次の TOEIC IP テストにおいてスコア 800 点以上を獲得する学生が 10%、730 点以上を獲得する学生が 15%、600 点以上を獲得する学生が 50%を上回ることを目指す。(No. 8)

[経営情報学部]

・平成 27 年度からの導入を目指しているコース制（低学年次においては、経営・情報・総合政策の基本となる知識・能力の取得による融合を図り、高学年次において専門性と課題解決能力を強化するコース制）について、高校など外部への広報を行い、周知を図る。(No. 9)

・簿記についての講義、補習体制を継続実施する。新卒者の日商簿記検定 3 級の取得率は 80%、2 級の取得率は 15%を目指す。

また、これまでの日商簿記 1~3 級の合格実績を踏まえて、卒業までに日商簿記 1 級を取得させるために、1 年生は、補習体制を拡充する一環として、簿記履修クラスを細分化して、よりきめ細かい対応を行う。(No. 10)

[看護学部]

・平成 21 年度カリキュラム及び平成 24 年度カリキュラムを継続実施するとともに、新たに平成 26 年度カリキュラムを開始し、問題点を拾い出し、修正を加える。(No. 11)

・国家試験の最新情報を学生に提供し、それらに対応した模擬試験・勉強会・学習指導等の支援を継続的に行う。新卒者の看護師国家試験の合格率は 100%を目指す。新卒者の保健師国家試験の合格率は全国平均以上を目指す。(No. 12)

b 大学院課程

[薬食生命科学総合学府]

・薬学部 6 年制卒業生を主な対象とする薬学専攻博士課程（4 年制）の大学院教育を実施し、臨床薬学や医療薬学分野での活躍のために必要な高度な能力を養成する (No. 13)

・薬学専攻博士前期・後期課程の教育研究を継続的に推進し、創薬、衛生など幅広い分野での活躍のために必要な生命薬学を中心とした専門知識と技術を修得させる。(No. 14)

・学際領域の研究を遂行できる専門知識と技能を涵養するため、引き続き薬学と食品栄養科学を基盤とする研究教育を実施し、大学院学生が著者となる論文を国際誌にコンスタントに発表することを目指す。(No. 15)

・食品栄養環境科学研究院附置の茶学総合研究センター（平成 26 年 4 月に「茶学総合講座」から改称予定）及び食品環境研究センター（平成 26 年度開設予定）と連携し、食を通して健康保持に貢献する意識の醸成を支援する。

- ・健康長寿科学討論として、外国人講師によるセミナーを開講し受講させる。
- ・学外から招請する講師による月例セミナー等を開催し、国内外の優れた研究に接する機会を学生に与える。
- ・博士後期課程学生が発表する専攻セミナー・部門セミナーを開催し、博士後期課程学生の研究進捗状況を確認するとともに、前期課程学生にセミナーを聴講させることで、引き続き課題設定能力・解決能力の涵養を図る。(No. 16)

・学部・大学院を通した一貫教育を念頭において、カリキュラムの改善に努め、食と健康に密接に関わりのある環境分野で活躍するために必要な専門的な知識及び技術と幅広い視野の涵養を図る。(No. 17)

[国際関係学研究科]

・修士課程改革委員会における平成 25 年度の点検において明らかになった課題(実践的科目の充実や社会人学生に対応するための配慮等)について重点的に検討を行う。(No. 18)

[経営情報イノベーション研究科]

・大学院運営委員会及び教務委員会において、修士課程と博士課程の連動性を高める方策について引き続き検討する。(No. 19)

[看護学研究科]

・領域毎に、各分野のスペシャリストを講師として招き、講義及び学生指導の充実を図る。(No. 20)

・国家試験の最新情報を学生に提供し、それらに対応した模擬試験・勉強会・学習指導等の支援を継続的に行う。

・新卒者の助産師国家試験の合格率は 100%を目指す。(No. 21)

(イ) 静岡県立大学短期大学部

- ・教養科目「情報と生活」を新たに開講する。
- ・看護学科の募集停止により、受講生が歯科衛生学科と社会福祉学科の 2 学科となるため、学科共通

科目である「医療福祉システム論」について、歯科衛生学科と社会福祉学科受講生を対象とした内容へ変更する。(No. 22)

- ・看護学科では、学生が時代の要請に対応できる能力を身につけるよう、実習指導やチューター制度を効果的に活用し、学生の個別性を捉えた教育を実践する。
- ・歯科衛生学科では、臨床実習においても歯科衛生過程（歯科衛生士の思考プロセス）を念頭においた指導が進められるように、学内教員と実習施設における指導教員との共通認識を深める手段を検討する。
- ・社会福祉学科社会福祉専攻では、保育士養成カリキュラムについて、内容や開講時期の検討を引き続き行う。社会福祉学科介護福祉専攻では、平成 26 年度から介護福祉士養成課程に医療的ケアの科目が追加されることに伴い、再編成された新カリキュラムを実施する。(No. 23)
- ・看護学科では、在学生全員の国家試験合格を目指して個別性を考慮した指導を実践する。
- ・歯科衛生学科では、歯科衛生の基礎知識及び判断力を培うことを目的に、国家試験受験準備教育を推進する。
- ・社会福祉学科介護福祉専攻では、平成 27 年度卒業生から実施が予定されている介護福祉士国家試験の模擬試験を行う。
- ・新卒者の看護師国家試験及び歯科衛生士国家試験の合格率は 100%を目指す。(No. 24)

イ 入学者受入れ

- ・オープンキャンパス、夏季大学説明会、県内国公立 4 大学合同説明会、大学見学、高校訪問、新入生による母校訪問を通じて入試広報を行う。特に入試変更点については、重点をおいて説明する。
- ・県内高等学校長との懇談会を開催し、入学者選抜のあり方に関する情報交換を行う。
- ・入試問題に関する説明会の開催の他、各種説明会、相談会、学校訪問等の機会をとらえて、情報提供と広報活動を引き続き実施する。(No. 25)
- ・各学部において、入学した学生の能力・適性を把握・検証し、入学者選抜内容の工夫や改善を図る。
- ・各学部において、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）等の検討を継続し、学生募集要項、ホームページの内容を見直す。
- ・今後の入試問題の作問・点検体制について検討を継続する。(No. 26)
- ・入試問題作問業務において、特定の学部には負担が偏らないように、学部間の連携のあり方を改善する。
- ・新教育課程一部先行実施に対応した入試問題の作問・点検業務の実施に細心の注意を払い、学力検査問題検討委員会作問部会及び点検部会（学内専門委員会・学外専門委員会）を的確に運営する。また、入試問題の事後点検を合格発表前に行う。
- ・短期大学部においては、入試ミスの防止のため、入試の役割分担とチェック体制を強化する。学内では、入試業務を最優先するように学内教員の日程調整を図る。(No. 27)

ウ 教育課程と教育方法

- ・部局間連携により全学的、部局横断的に取り組む教育活動の推進を図るため、文部科学省の大型プロジェクトの獲得を目指した取組や学内公募等により実施可能な教育内容の導入を進める。
- ・国際関係学部と経営情報学部の専門科目として学部間共通科目（仮称）を導入するため、両学部の関係教員による検討委員会での協議を継続して行い、共通科目の内容、履修方法等について具体的なプランを作成する。(No. 28)
- ・平成 25 年度に明確にした全学及び各部局における学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）の周知を更に強力に進めるとともに、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を加えた 3 つのポリシーを統合的に運用する。(No. 29)
- ・学生による授業評価や教員相互評価などの FD 活動と連携して、学生の学修意欲の向上と理解の促進

を検証しつつ、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに則した授業形態や授業方法の拡充に努める。また、学習アドバイザー制度等を通じて適切な履修指導や教育研究指導を行う。(No. 30)

(7) 静岡県立大学

a 学士課程

<教養教育>

・全学的に取り組む教養教育については、各学問領域の概論的科目を整える方向で教養教育の見直しを進める。また、全学的に地域を志向した教育・研究・地域貢献を進める視点から、全学共通科目を中心に「静岡（地域）」に関する科目の充実を図る。

・全学的教職科目の設置については新たに教職課程を設けようとする部局が出てきたため、各部局の進捗状況を確認しつつ改めて検討する。(No. 31)

・全学共通科目において、既存の英語による授業科目「英語で学ぶ日本語学」等を継続することに加え、日本に関わる科目などを5科目程度新設し、留学生への対応向上も考慮に入れつつ、更なる英語教育の充実を図る。(No. 32)

・海外大学への留学促進や、より上級レベルの英語習得への動機付けを考慮して、前期のみの開講科目であった「TOEFL 留学英語」を後期も開講することで拡充する。また、就職対策を考慮して「TOEIC ビジネス英語」を新設する。(No. 33)

・平成25年度に実施した事例研究に基づき、本学のキャリア教育やキャリア形成支援事業のあり方を検討する。

・社会貢献活動に関わる学生団体の活性化を図って実施している全国シンポジウムの開催を継続する。(No. 34)

・キャリア支援センター及び各学部・研究科が実施する支援事業について、キャリア形成支援と就職支援のつながりという観点から支援事業等を再検討する。(No. 35)

・大学における学習の基礎的なスキルや幅広い知識を身につけさせるとともに、能動的・自律的な学習態度を養い、基礎教育から専門教育へのスムーズな展開を図るため、引き続き、全学的な教養教育及び各学部の基礎教育において、これまでの初年次教育を検証しつつ、より効果的な初年次教育プログラムとなるよう充実に努める。(No. 36)

<専門教育>

[薬学部]

・新モデル・コアカリキュラムに対応した実務実習事前学習及び病院・薬局実習の環境及び教育体制を充実させるとともに、教員主導型実務実習体制を継続するために担当教員の臨床現場における実務研鑽を絶え間なく行う。(No. 37)

[食品栄養科学部]

・日本技術者認定機構(JABEE)の審査(平成24年度認定)において要改善との指摘を受けた事項である教育プログラムを継続的に点検し改善に役立てるためのシステムを構築する。(No. 38)

・栄養教諭及び理科教諭の教職課程に関する科目については、平成28年度の開講を目指し、カリキュラムの変更と担当教員の配置に向けた準備を進める。(No. 39)

・新設した環境生命科学科について、1年次の授業評価等の結果を踏まえて、授業内容や教育方法の改善を図るとともに、2年次以降の詳細な計画を策定する。(No. 40)

[国際関係学部]

・平成27年度の新カリキュラム実施に向けた準備作業を実施する。(No. 41)

[経営情報学部]

・現行のカリキュラムに対し、文理融合・多分野融合・イノベーションの視点から問題発見・解決能力を学生に付与することができるような、コース制に対応したカリキュラムの内容について大学内外に広報周知を行う。(No. 42)

[看護学部]

・平成 21 年度カリキュラム及び平成 24 年度カリキュラムを継続実施するとともに、新たに平成 26 年度カリキュラムを開始し、問題点を拾い出し、修正を加える。(No. 43)

b 大学院課程

・大学院における教育・研究を強化、充実させるため、全ての専門分野において複数教員による研究指導体制を継続するとともに、必要に応じて改善を図る。(No. 44)

[薬食生命科学総合学府]

・県立総合病院薬学教育・研究センターでの臨床研究及び研究教育を引き続き進める。また、名古屋市立大学及び岐阜薬科大学との連携事業を引き続き推進し、薬学基礎教育及び薬剤師リカレント教育における教育連携プログラムを継続的に実施する。また、薬物療法研修会を大学院教育の一環として実施する。(No. 45)

・薬剤師国家試験の受験資格を持たない薬科学専攻博士前期課程の修了生の進路状況を調べ、在学生の進路指導に活かす。また、薬科学専攻博士後期課程の教育研究を実施し、指導的立場の人材の育成を目指した教育・研究指導プログラムを引き続き推進する。(No. 46)

・薬食生命科学専攻に所属する博士後期課程の大学院学生が初めて修了する年度であり、学位論文審査を薬学領域及び食品栄養科学領域の審査員によって実施し、学位を授与する。

・大学院学生が著者となる論文を国際誌に発表する。(No. 47)

・英語による授業科目・セミナーを充実し、国際性を備えた学生の育成を図る。

・産学官の連携により社会貢献に資する学生の育成を図る。(No. 48)

・学部から大学院までの一貫教育体制を確立するため、カリキュラムの改善、連携大学院やインターンシップ等の拡充を図る。(No. 49)

[国際関係学研究科]

・本研究科附設の研究センターが学外の機関と共同で実施する研究プロジェクト、実地調査等に院生を参加させる。

・留学生のための日本語教育を継続的に実施しながら、教育体制の点検・改善を行う。(No. 50)

・平成 25 年度の点検において明らかになった英語及び国語教員専修免許にかかわる教育体制の課題について改善に向けて重点的に検討を行う。(No. 51)

[経営情報イノベーション研究科]

・H25 年度に引き続き、将来のカリキュラム改訂のビジョンを検討し、学部との教育の連携についても検討する。

・地域経営研究センターと医療経営研究センターが協力して、リカレント教育を企画開催し、各種講座やセミナーの質的向上を図る。(No. 52)

[看護学研究科]

・新たな看護実践（ナースプラクティショナー等）に対応できる教員確保に務める。(No. 53)

・引き続き、県立静岡がんセンター及び県内の病院等保健医療機関と連携して教育・研究を実施する。

・助産師養成課程の臨地実習（正常産の分娩介助など）を円滑に行うため、更なる実施病院の確保を

心がける。(No. 54)

・継続して、精神看護学、小児看護学分野の専門看護師(CNS)コースに対応した科目を配置し、教育を実施する。(No. 55)

(イ) 静岡県立大学短期大学部

・保健・医療・福祉ニーズに対応して新設した「情報と生活」科目について、対象学年に新設科目の設置の意義と役割を伝え受講者が増えるようにガイダンス等で詳しくオリエンテーションを行う。
・看護学科では最終年度となる平成 27 年度 111 人の実習指導が効果的に行われるよう実習施設との連絡を密にとり調整を図る。

・歯科衛生学科では、臨地臨床実習における実習指導者と会議を実施する。また、3 回の実習時期各期における巡回指導を通じて、実習担当者が密に連携を取るなどして実習教育の更なる質的向上を図る。

・社会福祉学科においては、実習施設との意見交換会を実施する。(No. 56)

・キャリア支援センター分所を中心に教職員が連携し、キャリア形成、就職に向けて学生がより早期から具体的に取り組めるよう支援する。

・キャリア支援委員やチューターを中心に学生の就職に関する相談に応じ、面接や小論文指導等の支援を積極的に行う。また、効果的な就職支援等の更なる方策の検討を行う。(No. 57)

エ 卒後教育

・定期的な研修会の開催や最新の学術情報の提供など、卒業後も体系的な知識や技術の修得ができるよう、引き続き、卒業生のニーズに応じたフォローアップ教育を実施する。(No. 58)

オ 成績評価

(ア) 静岡県立大学

a 学士課程

・CAP制度が、更新された学務情報システム(Web システム)に円滑に導入できるか、引き続き検証する。(No. 59)

b 大学院課程

・シラバス等に記載した授業の到達目標、成績評価基準及び学位論文審査基準等に基づき、適切な成績評価及び学位論文審査を継続するとともに、必要に応じて基準の見直しやシラバス等の改善を行う。(No. 60)

(イ) 静岡県立大学短期大学部

・学生の学習効果を高めるために、成績評価の基準となる定期試験やレポート等の評価の方法について、シラバスに明示されているか点検を行う。(No. 61)

(2) 教育の実施体制等

ア 教育の実施体制の整備

・学長主宰の「戦略会議」において引き続き「全学的な重点課題」に関する取組方針・方策等の検討を進め、検討結果を踏まえて「中期・年度計画推進委員会」等で関係部局間における具体的な取組に関する調整を行う。(No. 62)

・学部間及び短期大学部との相互協力を促し、学内教員の教育協力を推進する。(No. 63)

・引き続き、正課内外の講義に、先進的な研究機関、民間企業や臨地実習先等からの講師の招聘に努めるほか、県内高等教育機関との連携講義などを行う。(No. 64)

イ 教育環境の整備

・中長期修繕計画に基づき、平成 30 年度までに重点的に取り組むとした項目につき、着実に施設の修繕・更新を進める。

・看護学部の移転に伴い空きスペースが生じることとなる谷田キャンパスの利用計画を取りまとめる。
・平成 25 年度に作成した施設・設備の大規模修繕工事計画に基づき、県大の中央監視装置・受変電装置、短大部の中央監視装置について、県補助金の利用による更新を進めるとともに、通常修繕費による老朽化設備の更新・改修を進める。(No. 65)

・県立大学と短期大学部の両図書館においては、平成 25 年度の計画を継続して推進するとともに、魅力ある図書館づくりのために所蔵資料を活用する。

・看護学部拡充に伴う資料の移動について、学生にとって有用な利用を常に念頭に置きながら移動作業を計画的に遂行し、両キャンパスの資料の円滑な相互利用にも一層留意する。(No. 66)

・全学共用実習室及び各学部実習室のパソコン等の配備計画に基づき、パソコンやサーバシステム、ソフトウェア等を更新し、情報リテラシー教育のための環境整備を行う。平成 27 年 3 月末までに食品栄養科学部のパソコン 35 台及び管理用サーバーを更新する。(No. 67)

・情報ネットワークの使用状況について継続的に調査し、必要に応じて、ネットワーク機器の更新、老朽化した光ケーブルの敷設替えを行うなど、学内ネットワーク環境の改善を図る。平成 26 年度に新看護学部棟の情報ネットワークを新設する。(No. 68)

ウ 教育力の向上

(ア) 教員の能力開発

・効果的な授業形態や学習指導方法等の開発・改善のため、引き続き部局ごとに開催する研修会等への教員参加を拡充するとともに、より部局横断的なテーマでの実践的な研修会等を開催し、全学的な取組へと拡充を図る。また、各大学等で開催されるシンポジウムやフォーラムへの積極的な参加を促し学内研修による伝達により、教育能力の向上の実現に取り組む。(No. 69)

・教員間での公開授業は全ての部局で実施されたことから、今後は参観教員数を増やし、より活性化させるための具体的方法を検討するとともに、引き続き教員間での相互評価、学生を交えた意見交換会など授業改善につながる取組の検討を進める。(No. 70)

(イ) 教育活動の改善

・各学部等の特色や実情に応じ、同窓会、ホームカミングデイ等を開催するほか、ホームページ等の活用を図り、教育の成果(評価)に係る意見を聴く機会を継続して設ける。その結果を FD 委員会、教務委員会等と連携して教育活動に反映させる。(No. 71)

・各学部、研究科ごとに学生による授業評価アンケートの結果を教員にフィードバックするとともに、先行部局の取組情報を全学的に周知することにより、改善結果の学生への公開を一層進めるための検討を行う。また、授業評価アンケート以外にも、学生参加型意見交換会など一部の部局で実施されている、学生等の意見を教育の質の改善に活かせる取組を全学的に実施できるかを検討する。(No. 72)

(3) 学生への支援

ア 学習・生活支援

・「情報」関係の教養科目において、図書館情報に係る単元に図書館が積極的に関わることで、学生の図書館情報リテラシーの向上に努めるとともに、学習支援に必要な資料・情報の充実を図る。

・短期大学部においては、看護の統合に伴う施設や学生数の変化により、今後の学習支援について検

討する。(No. 73)

- ・随時に学生の学修に関する相談や意見を聴くとともに、定期的な意見交換会として、クラブ・サークルの学生との意見交換会、留学生との意見交換会を開き、学生のニーズを踏まえた学習環境の改善に努める。(No. 74)

- ・留学生を支援するため、カンパセーションパートナー制度、留学生ガイダンス、また各種交流会として、留学生交流会や留学生ニュースポーツ大会を継続するとともに、地域や他の機関との連携を強化する。(No. 75)

- ・肥満または肥満傾向を有する男子大学院生が増加しているため、その原因を探り対策を講じる。
- ・発達障害を有する学生に対するケアを充実させる。
- ・学生に対する健康づくりの啓発活動を継続する。
- ・短期大学部においては、定期健康診断の受診率 100%を目指す。そのために、特に入学時の広報、案内、ガイダンスの充実を継続して行う。さらに、要受診、要精密検査、再検査の実施率の向上を図る。学生に対する健康づくりの啓発活動（ガイダンス時の講演、掲示、健康相談など）を継続する。メンタルヘルスカウンセリングの実施回数と質の充実を図る。また健康支援センタースタッフおよびカウンセラーと教員との連携を図るために、継続して合同スタッフミーティングの開催やメール等で情報の交換と共有化を密接に行う。(No. 76)

- ・各種の財団及び企業等へ訪問するなど、奨学金の確保に努める。(No. 77)

イ 進路支援

- ・キャリアアドバイザーによる相談とともに、企業から内定を獲得した学生から後輩学生への相談を実施するなど個別相談を充実させる。

- ・2人の求人開拓員による求人開拓の実施をする。
- ・参加企業数を増加させるなど学内企業説明会を充実させる。
- ・短期大学部においては、キャリア支援センター分所を中心に、キャリア形成に関する情報収集と提供、就職進学ガイダンスなどを推進し、資格取得における課題の克服を支援する等、キャリア支援の充実を図る。また、より早い時期からキャリア形成を意識化できるよう低学年から支援する。(No. 78)

- ・大学運営会議での協力依頼や各教員との連携により、学生の進路希望や就職・進学等の状況を的確に把握する。

- ・早い時期からの各学生への電話及びメールにより、進路希望や就職・進学等の状況を確認する。
- ・学生の進路希望や就職・進学等の状況の把握に基づき、求人情報の提供や個別相談などの支援をする。
- ・短期大学部キャリア支援センター分所を中心に、学生から就職・進学決定に至る過程の詳しい情報の収集に努め、質の高いキャリア形成支援情報を提供する。(No. 79)

- ・卒業生が在学生の支援を行っている他大学の事例調査に基づき、本学における卒業生との連携方策を検討する。

- ・短期大学部においては、卒業生との連携や求人施設を招いた面談会の開催を継続するとともに、ハローワークや県社会福祉人材センター、リクルート情報企業などを活用することで就職情報の質を上げる。(No. 80)

- ・短期大学部においては、就職活動に必要な問題解決力、対人関係力、自己表現力等の涵養を目的としたキャリア形成支援のための講座を充実させ、低学年にもキャリア形成に関し高い意識を持てるよう支援する。(No. 81)

- ・【再掲】キャリア支援センター及び各学部・研究科が実施する支援事業について、キャリア形成支援と就職支援のつながりという観点から支援事業等を再検討する。(No. 35)

ウ 社会活動支援

- ・静岡市との連絡会を開催し、学生の社会活動の参加意欲と地域ニーズのマッチングを行う。(No. 82)
- ・【再掲】平成 25 年度に実施した事例研究に基づき、本学のキャリア教育やキャリア形成支援事業のあり方を検討する。
- ・社会貢献活動に関わる学生団体の活性化を図って実施している全国シンポジウムの開催を継続する。(No. 34)

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究の水準及び成果

ア 静岡県立大学

- ・部局間連携により全学的、部局横断的に取り組む研究活動の導入の検討を引き続き進め、付属研究センターにおける研究活動の拡充を図るとともに、外部資金の獲得を目指した取組や学内公募等により実施可能なものから導入する。(No. 83)

[薬学部・薬学研究院、食品栄養科学部・食品栄養環境科学研究院]

- ・薬食生命科学総合学府に設置された薬食研究推進センターを活用し、薬食国際カンファレンスの開催などを通して健康長寿の実現の鍵となる学際的な生命科学及び薬食実践科学の教育及び研究を推進する。
- ・薬食実践科学研究の展開のために、栄養管理と薬剤管理の緊密な連携の可能なモデル施設との共同研究体制の構築を目指す。
- ・食品栄養環境科学研究院に附置施設としての茶学総合研究センター（平成 26 年 4 月に「茶学総合講座」から改称予定）及び食品環境研究センター（平成 26 年度開設予定）と連携し研究を推進する。(No. 84)

[薬学部、薬学研究院]

- ・生活習慣病・がん・感染症など重要性の高い疾病の病因・治療・予防に関する研究、臨床薬学研究並びに国民の安全安心に関わる健康科学領域の研究を引き続き推進する。(No. 85)
- ・生体内機能分子を標的とした生命科学研究及び医薬品に関わる物質科学研究を引き続き推進する。(No. 86)

[食品栄養科学部、食品栄養環境科学研究院（食品栄養科学分野）]

- ・食品栄養環境科学研究院の附置施設としての茶学総合研究センター（平成 26 年 4 月に「茶学総合講座」から改称予定）及び食品環境研究センター（平成 26 年度開設予定）を核にして、「茶の安全性及び機能」に関する研究を更に発展させる。(No. 87)
- ・地域と密接な連携を図りながら、健康の維持・増進に関する栄養学的要因及び環境要因を分子・遺伝子レベルから個体・集団レベルで解析し、疾病リスクを低減させて健康寿命を延伸させる研究を推進する。(No. 88)

[食品栄養環境科学研究院（環境科学分野）] ※H26 年 3 月 31 日「環境科学研究所」廃止

- ・公的機関や民間企業等との連携を図りながら、安全で快適な環境の創成に資する研究並びに健康長寿社会及び持続可能社会の実現を目指した研究を引き続き推進する。(No. 89)

[国際関係学部、国際関係学研究科]

- ・引き続き、現代韓国朝鮮センター及び広域ヨーロッパ研究センターを中心に、朝鮮半島を含めた東アジア及び太平洋地域、欧米地域の国際問題等について積極的に研究を進める。(No. 90)
- ・グローバル・スタディーズ研究センターを中心にして、多様な文化現象にかかわる研究プロジェクトを、随時、企画・実施する。(No. 91)

[経営情報学部、経営情報イノベーション研究科]

・平成 25 年度までに構築した 3 センター（地域経営研究センター、医療経営センター、ICT イノベーションセンター）を軸とする研究体制を基盤とし、経営・情報・総合政策分野を連携・融合させた学際的研究を推進する。(No. 92)

・平成 25 年度に構築した研究基盤の上で、広範囲にわたるイノベーションを促進する経営・情報・政策に関する研究を推進する。(No. 93)

・アセアン（東南アジア）地域に進出した静岡県企業や現地企業の活動状況を調査研究し、研究成果をグローバル地域センターの「アジアサロン」等で活用する。(No. 94)

[看護学部、看護学研究科]

・地域住民を交えた健康や看護に関する研究を継続して行う。(No. 95)

[グローバル地域センター]

・「アジア・太平洋（政治・経済・社会）」並びに「危機管理」に関する調査・研究を継続して推進する。また、調査・研究成果等の情報発信、広報（シンポジウムの開催等）を行う。(No. 96)

イ 静岡県立大学短期大学部

・保健・医療・福祉の支援に関する研究を引き続き推進する。(No. 97)

・東日本大震災以後の社会的要因等を踏まえた震災時の保健・医療・福祉等についての研究を推進する。(No. 98)

(2) 研究の実施体制等

ア 研究の実施体制の整備

・引き続き国内外の研究機関と連携・協力し、共同のセミナーを開催するほか、客員教授制度の積極的な活用を図る。(No. 99)

・引き続き教職員の産学官連携の啓発セミナーを行うとともに、産学官連携の連絡会議や他機関の研究発表会等への参加を促進する。(No. 100)

・外部資金獲得のため、部局（短期大学部にあつては学科）ごとの獲得実績を公表するほか、教員とともに研究活動の企画・マネジメントを行う人材を産学官連携推進本部に配置して、国のプロジェクト事業への応募促進、科学研究費応募申請書作成に関する研修会を実施する。外部資金は、年間 333 件及び金額 933, 225 千円以上の獲得を目指す。(No. 101)

・【再掲】学長主宰の「戦略会議」において引き続き「全学的な重点課題」に関する取組方針・方策等の検討を進め、検討結果を踏まえて「中期・年度計画推進委員会」等で関係部局間における具体的な取組に関する調整を行う。(No. 62)

イ 研究環境の整備

・学術機関リポジトリについて、継続的に円滑な運営を行うための基盤づくりとして、平成 25 年度に実施した運用面での整備を検証しながら推進するとともに、登録作業に伴う具体的な手順を整え、コンテンツ数の増加に努める。(No. 102)

・共同利用研究機器の更新は、取得からの経過年数や利用頻度等を勘案し、引き続き県からの補助金により計画的に実施する。(No. 103)

・公私立大学実験動物施設協議会が行う相互検証の受審に向けて自己点検・評価を実施し、適正な動物実験計画に取り組むとともに、高圧蒸気滅菌装置の改修を行い、一層の施設の充実を図る。(No. 104)

ウ 知的財産の創出・活用

・産学官連携推進本部において、知的財産の出願・管理体制を充実させるとともに、広域的な産学官連携支援組織である東海イノベーションネットワークや静岡技術移転合同会社等を活用して産業界に対して円滑な技術移転を図る。また、教職員対象の知財セミナーの開催、知財に関する全学共通科目を開講する。(No. 105)

エ 研究活動の改善

・引き続き、外部評価の提言やUSフォーラムなどを通じた相互評価及び教員活動評価制度等を活用して、各部局における研究活動の検証に努め、研究水準の向上を図る。(No. 106)

・研究費の配分については、引き続き早期配分に努めるとともに、独創的かつ先進的な研究に対して外部評価制度を活用する。また、全学的な重点課題に対応する研究に対する重点配分を行う。(No. 107)

・学外の評価を受けるため、引き続き、USフォーラムなどの研究成果発表会等を開催するほか、シンポジウム、ホームページ、紀要、機関リポジトリ等により積極的に研究成果や学術情報を公開する。(No. 108)

3 地域貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 地域社会との連携

<全学的な活動展開>

・地域貢献を推進するための組織を見直し、体制強化を図る。
・健康長寿社会の形成に積極的に貢献していくために、地域との連携を推進する新たな拠点として、引き続き健康長寿地域連携センター（仮称）の設置を検討する。(No. 109)

<多様な学習機会の提供>

・引き続き地域社会に貢献できる人材に学習の場を提供するために、薬物療法研修会、薬学生涯研修講座、リカレント講座等の充実を図る。
・静岡県産業振興財団と連携して引き続き総合食品学講座を開催するとともに、日本栄養士会と連携して、卒前・卒後教育研修会を企画・開催する。
・医療経営研究センターでは、県内外の医療・介護関係者のみならず、地域包括ケアに関心のある行政関係者に対象を拡大し、学習・研鑽の場を提供する。地域経営研究センターでは、医療・福祉等に関して、産業及び経営という観点から、教育の新しい方策について検討する。
・卒業生を中心に現役看護師に対して、看護技術に関するセミナー等を継続実施する。
・県立静岡がんセンターの認定看護師コースの教育への協力を継続する。
・県と共に看護教員継続研修会の実施に協力し、看護教員の養成を引き続き行う。
・特別支援学校に勤務する看護師を対象とした実技演習・講義を年3回実施する。
・短期大学部においては、引き続き、NPO団体との共催の難病支援の研修会、静岡県介護福祉士会と連携による介護技術講習会、HPS養成講座等を開催する。また、参加者ニーズに基づく継続実施を図るため、関連団体との連携の更なる向上に努める。(No. 110)

・社会人教育体制の充実に向け、全部局参加型の社会人学習講座運営体制の構築に取り組む。
・引き続き、社会人聴講生制度において、講義科目を積極的に公開するとともに、科目等履修生の受入れや社会人向け学習講座の開設など、リカレント教育を実施する。
・短期大学部においては、社会人聴講生や科目等履修生の受入れのほか、リカレント教育講座や介護技術講習会等を引き続き実施する。また、フォローアップ教育の更なる質的向上を図るための手段を検討する。(No. 111)

・公開講座については、より一層県民のニーズの把握に努め、ニーズに対応したテーマや開催形式により、県内の複数会場で開催する他、静岡市・市内大学共催のリレー講座やその他関係機関との共催講座を積極的に開催する。また、県民を対象とした講演会やシンポジウムなどの開催に努める。公開講座については、延べ人数で年間800人以上の参加を目指す。(No. 112)

- ・模擬授業や研究室開放等の周知に努め、多くの児童・生徒が参加するよう取り組む。(No. 113)

<社会への提言活動>

- ・地域の将来の発展に資するシンクタンクの機能を果たすため、グローバル地域センター、地域経営研究センター、医療経営研究センターなどにおける研究発表・報告、提言書、講演などの活動を通じて地域社会の諸問題の調査・研究及び解決に向けた提言活動を行う。(No. 114)

<産学民官の連携>

- ・新技術説明会、相談会及び交流会を県内外で開催して企業のニーズと大学の研究シーズのマッチングを進める。(No. 115)

- ・技術相談会の開催、シーズとニーズのマッチングを行い、86件以上の共同研究、受託研究を実施する。(No. 116)

- ・「ふじのくに防災士養成講座」など、防災に関する講座を静岡県等と連携して開催するとともに、静岡市や地元自治会が実施する防災訓練への本学の支援方策を検討する。

- ・静岡市と大学のシーズ、ニーズの情報交換を行い、新たな地域連携事業を検討する。

- ・県立美術館、県立中央図書館、県埋蔵文化財センター、県舞台芸術センター、グランシップとの協働による文化発信活動「ムセイオン静岡」を実施する。(No. 117)

<その他知的資源の地域還元>

- ・小鹿キャンパスにおいて、引き続き地域住民の健康づくりに貢献するため、健康度測定、健康に関する相談会を実施する。(No. 118)

(2) 県との連携

- ・静岡県の各種審議会、委員会等への本学教員の積極的な参画を支援する。また、県の推進する各種プロジェクトに関連した受託研究、共同研究等を実施するとともに、危機管理に関する研究など、静岡県の諸課題の解決のための研究を推進する。(No. 119)

- ・大学院教育の充実や連携先の業務の活性化を図るため、静岡県の試験研究機関や県立病院等との協定に基づく連携大学院の活動を実施する。(No. 120)

(3) 大学との連携

- ・新たに設立されたふじのくに地域・大学コンソーシアムが実施する県内他大学との連携事業に参加し、学術交流・連携を一層進める。(No. 121)

(4) 高等学校との連携

- ・大学における高度な教育・研究に触れるとともに、大学生生活の雰囲気を経験する機会として、高校生への公開授業や本学授業への参加、出張講義等を継続して実施し、高等学校との連携を推進する。

- ・県と連携し、高校生を対象とする大学講座の設置などの新たな高大連携事業を検討し、本学の特色を活かした取組を実施する。(No. 122)

4 グローバル化に関する目標を達成するための措置

(1) 海外の大学等との交流の活性化

- ・グローバル化及び国際交流に係る本学の体制の見直し・強化に関する検討結果を基に体制の整備を図る。(No. 123)

- ・交換留学を行っている海外協定校との協定更新に向けた協議を行う。

- ・留学希望者や留学生に対する教育体制の強化のため、交換留学体験学生による報告会等を実施する。
- ・グローバル化の推進のため、TOEFL 対策英語の継続や英語による授業科目の増加に向けた検討を行う。
- ・大学院生にグローバルな活動を促すため、海外学会で発表する大学院生の渡航費用の助成制度を試行する。(No. 124)

- ・教員に対する、海外への学外研修旅費制度を継続することにより、海外での活動を支援する。
- ・海外協定校を中心とした教員相互の往来による情報交換や特別講義等を実施することで、教員及び学生双方の交流を図る。(No. 125)

- ・海外からの研究者及び留学生の滞在に関する支援に係る規程等の適正な運用を図り、利用者の利便性向上を目指す。(No. 126)

(2) 教育研究活動のグローバルな展開

- ・「静岡健康・長寿学術フォーラム」やグローバル地域センターなどが主催する国際的なシンポジウム、ワークショップをはじめとして、海外からの研究者等を交えた多様な会議や講演、特別講義等を実施する。海外からの研究者等の参加は、年間延べ 50 人以上を目指す。(No. 127)

- ・海外協定校である中国・浙江省医学科学院とのシンポジウムなどを本学で開催し、教育・研究の面での強化を図る。(No. 128)

- ・学術文化研究機関等との連携を続け、国際学会、講演会等の企画・開催に努める。(No. 129)

- ・外国人教員の受入れに関する方針・方策等を引き続き検討する。(No. 130)

- ・引き続き、各部局の教育の特徴等に応じて、外国語を使用した授業等の導入を検討するとともに、可能なものから実施する。(No. 131)

II 法人の経営に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 業務運営の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 有機的かつ機動的な業務運営

- ・企画機能の強化に向け、他大学の事例を調査し、事務局体制等の課題を整理するとともに、引き続き具体的な見直し案の検討を進める。(No. 132)

- ・平成 25 年度の点検を踏まえ、博士後期課程設置の可能性も視野に入れながら、学部と研究科が連携して、教育研究組織のあり方について継続的に検討していく。

- ・引き続き、看護学研究科博士後期課程設置申請に適合する（博士号を取得した）教員の確保に努める。

- ・短期大学部においては、歯科衛生学科と社会福祉学科について、引き続き教育や組織のあり方について検討する。また、看護学部移転後の短期大学部附属図書館、キャリア支援センター分所、健康支援センター分所の組織のあり方について引き続き、検討する。(No. 133)

- ・静岡県立大学のあり方懇談会を設置し、中期計画における主要課題（教育研究組織、教養教育、グローバル化）について、外部の評価を踏まえた検討を進める。(No. 134)

- ・事務局全体及び各部署（部・室）における定期的なミーティング等を継続し、業務の横断的な連携を強化する。

- ・出納関係の業務の見直しを中心に、様々な視点で、チェック・モニタリング機能（事業、経理、審査機能の明確な分離による内部統制）の強化を図る。

- ・看護学部拡充に伴い、平成 27 年 4 月からの看護学部の 2 キャンパス制に対応した事務局体制の構築

を図る。(No. 135)

・大学運営会議や各種委員会などにおいて、教員と事務職員の積極的な意見・情報交換を継続し、一体的な運営を継続する。(No. 136)

(2) 人事の適正化と人材育成

ア 人事制度の運用と改善

・教員活動評価制度による評価結果の精度を向上させるため、現行制度の見直しを実施する。
・教育・研究活動のインセンティブとして、教員活動評価の高評価者を対象とする顕彰制度を設置する。
・改正労働契約法が公布（同日施行）される平成 26 年 4 月以降、他大学の状況を注視しつつ、同法に基づき本学に相応しい人事制度の見直しを検討する。
・平成 26 年度からの労働契約法の再改正や法人予算の状況を踏まえながら、あらためて研修制度のあり方を検討する。(No. 137)

・平成 25 年度の採用実績等を踏まえ、引き続き法人固有職員の採用を進める。(採用計画 2 人)(No. 138)

・引き続き人事委員会制度の適切な運用と改善のための検討を行う。(No. 139)

イ 職員の能力開発

・必ずしも大学職員としての経験が十分でない県派遣職員、有期雇用職員に、公立大学協会等の外部の研修資源を活用して、公立大学法人の職員としての意識を醸成させ、必要な知識やスキルを速やかに習得させるとともに、蓄積した大学運営ノウハウを学内研修で伝承するなどにより、安定的な大学運営を図る。また、あらたに採用する法人固有職員については、外部の研修資源を活用するなどして長期的な視野に立った育成に努める。(No. 140)

(3) 事務等の生産性の向上

・業務の効率化を図り、集中化や外製化を促進させるため、引き続き、各室の業務のマニュアル化を進める。
・特に、増加する修繕工事への対応のため、包括的な管理契約等による業務の効率化を検討する。(No. 141)

(4) 監査機能の活用

・監事監査等の結果も踏まえ、内部監査の項目、実施方法等を引き続き検討し、より効果的な監査を行うための課題の分析、見直しを行うとともに、会計監査人と連携を取り、内部統制の整備状況の確認を行う。(No. 142)

2 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 自己収入の確保

・部局（短期大学部にあつては学科）ごとの獲得実績を基に部局目標を設定するとともに、各種の研究助成金制度について説明会の開催や公募情報をメール等により教員に情報提供して、外部資金獲得の取組を促す。(No. 143)

・講習会・研修会等の受講料収入のほか、施設使用料、広告掲載料などにより、自己収入の確保に努める。

・短期大学部においては、社会人専門講座ホスピタル・プレイ・スペシャリスト（HPS）養成講座及び介護技術講習会を継続して実施し、自己収入の増加を図る。(No. 144)

・教育研究活動を充実していくための基金設置に向けて整理した課題を検討する。(No. 145)

・【再掲】外部資金獲得のため、部局（短期大学部にあっては学科）ごとの獲得実績を公表するほか、教員とともに研究活動の企画・マネジメントを行う人材を産学官連携推進本部に配置して、国のプロジェクト事業への応募促進、科学研究費応募申請書作成に関する研修会を実施する。外部資金は、年間333件及び金額933,225千円以上の獲得を目指す。(No. 101)

(2) 予算の効率的かつ適正な執行

・引き続き、既存事業の見直しや再構築、重点化に加え、事務の効率化を図り、教育・研究活動の向上に繋がる事業に対して、財務比率（経営指標）の分析結果も考慮し、計画的、戦略的に予算配分を行う。

また、チェック・モニタリング機能の一環として行う予算執行状況の把握の結果を予算配分にも活用する。(No. 146)

・施設等の管理委託業務の契約方法や内容を検証し、必要に応じた見直しを行うとともに、光熱水費や事務的経費の更なる節約に努める。特に、新看護学部棟の設置に伴い新たに必要となる管理運営業務について、その契約方法や内容を十分に検証する。(No. 147)

・全学的に光熱水費の使用状況を把握・分析し、学内で公表するなど、教職員及び学生のコスト意識を高める。(No. 148)

・管理的経費は、運営費交付金の削減に合わせ、業務の見直し、経費の節約に努め、前年度比1%以上（消費税を除く）の削減を図る。(No. 149)

(3) 資産の安全かつ効率的・効果的な運用

・資金運用方針に基づき、安全かつ効率的な運用に努めるとともに、経済情勢に合った運用ができるよう、資金運営委員会を開催し検討する。(No. 150)

Ⅲ 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

・平成28年度までに認証評価機関による評価を受けるため、自己点検評価を実施する準備を進める。
・県立大学のあり方に関する有識者による懇談会を開催する。
・短期大学部においては、教育研究活動全般の自己点検・評価を継続して実施し、認証評価機関による評価を受ける準備を進める。(No. 151)

2 情報公開・広報等の充実に関する目標を達成するための措置

(1) 情報公開の推進

・教職員を対象に情報公開・個人情報の保護に関する研修会を実施するとともに、教育研究活動や業務運営等に関する情報を積極的に公開する。(No. 152)

(2) 積極的かつ効果的広報の展開

・ブランディングについて具体策を検討する。
・Facebook及びTwitterを活用し、学内の出来事や学生の社会的活動などを積極的に発信する。
・スマートフォンユーザーの増加に対応し、公式サイトや部局特設サイト等の動画を充実する。
・看護学部について、拡充計画に沿って正確かつ積極的に情報発信する。(No. 153)

・教員が自ら管理するホームページ及びSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の取組の実態を把握し、解

決すべき課題を探る。

- ・教員の英文 CV（英語による経歴書）の掲載率を高める。
- ・防災用電子掲示板を学内情報の伝達ツールとして活用するための環境を整備する。(No. 154)

・【再掲】オープンキャンパス、夏季大学説明会、県内国公立 4 大学合同説明会、大学見学、高校訪問、新入生による母校訪問を通じて入試広報を行う。特に入試変更点については、重点をおいて説明する。

- ・県内高等学校長との懇談会を開催し、入学者選抜のあり方に関する情報交換を行う。
- ・入試問題に関する説明会の開催の他、各種説明会、相談会、学校訪問等の機会をとらえて、情報提供と広報活動を引き続き実施する。(No. 25)

・【再掲】学外の評価を受けるため、引き続き、US フォーラムなどの研究成果発表会等を開催するほか、シンポジウム、ホームページ、紀要、機関リポジトリ等により積極的に研究成果や学術情報を公開する。(No. 108)

IV その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設・設備の整備、活用等に関する目標を達成するための措置

・環境やユニバーサルデザインに配慮して、学内の案内標示の更新や省エネ照明器具に随時更新を図る。(No. 155)

・【再掲】中長期修繕計画に基づき、平成 30 年度までに重点的に取り組むとした項目につき、着実に施設の修繕・更新を進める。

・看護学部の移転に伴い空きスペースが生じることとなる谷田キャンパスの利用計画を取りまとめる。

・平成 25 年度に作成した施設・設備の大規模修繕工事計画に基づき、最も優先順位の高い中央監視装置について、県補助金の利用による更新を進めるとともに、通常修繕費による老朽化設備の更新・改修を進める。(No. 65)

・【再掲】県立大学と短期大学部の両図書館においては、平成 25 年度の計画を継続して推進するとともに、魅力ある図書館づくりのために所蔵資料を活用する。

・看護学部拡充に伴う資料の移動について、学生にとって有用な利用を常に念頭に置きながら移動作業を計画的に遂行し、両キャンパスの資料の円滑な相互利用にも一層留意する。(No. 66)

・【再掲】全学共用実習室及び各学部実習室のパソコン等の配備計画に基づき、パソコンやサーバシステム、ソフトウェア等を更新し、情報リテラシー教育のための環境整備を行う。平成 27 年 3 月末までに食品栄養科学部のパソコン 35 台及び管理用サーバーを更新する。(No. 67)

・【再掲】情報ネットワークの使用状況について継続的に調査し、必要に応じて、ネットワーク機器の更新、老朽化した光ケーブルの敷設替えを行うなど、学内ネットワーク環境の改善を図る。平成 26 年度に新看護学部棟の情報ネットワークを新設する。(No. 68)

・【再掲】「情報」関係の教養科目において、図書館情報に係る単元に図書館が積極的に関わることで、学生の図書館情報リテラシーの向上に努めるとともに、学習支援に必要な資料・情報の充実を図る。

・短期大学部においては、看護の統合に伴う施設や学生数の変化により、今後の学習支援について検討する。(No. 73)

・【再掲】学術機関リポジトリについて、継続的に円滑な運営を行うための基盤づくりとして、平成 25 年度に実施した運用面での整備を検証しながら推進するとともに、登録作業に伴う具体的な手順を整え、コンテンツ数の増加に努める。(No. 102)

・【再掲】共同利用研究機器の更新は、取得からの経過年数や利用頻度等を勘案し、引き続き県からの補助金により計画的に実施する。(No. 103)

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

(1) 安全衛生管理体制の確保

- ・学生・教職員の健康診断を実施する。
- ・健康診断結果に基づく事後措置（二次健診の受診勧奨、保健指導等）を徹底する。
- ・作業環境測定等の外部専門家による評価結果に基づき、安全設備の整備に努める。
- ・短期大学部においては、学生・教職員の健康診断を実施し、健康診断結果に基づく事後措置を徹底する。(No. 156)

・危険有害因子を含む実験等を日常的に行う学生・教職員に「安全実験マニュアル」（年次改訂）を配付する。

- ・教職員及び学生を対象に安全又は衛生講習会を開催する。(No. 157)

・毒物・劇物、その他の危険性を伴う薬品の管理責任者による一元管理の徹底を図るため、薬品管理システム研修を実施する。

- ・教育研究活動によって生じる廃棄物は適切に処理する。(No. 158)

・地域、近隣大学との連携や、大学近隣の下宿、アパート業者との連絡会を開催し、地域管轄の警察署より防犯に対する講話をいただき、学生が安心して安全な大学生活を送ることができるように、環境づくりに努める。(No. 159)

(2) 危機管理体制の確立等

・災害等発生時の対応及び平時の予防活動を行う体制を整え、役割・行動を明確にし、危機管理のマニュアルを見直し、教職員へ配付する。

- ・学内の重要業務を定義し、事業継続計画の策定について検討する。(No. 160)

・防災用電子掲示板を設置し、試験運用を開始する。

・防災管理点検結果に基づき、学内施設設備の安全対策を実施する。(①共用スペースを優先した什器備品の耐震固定措置②自衛消防隊本部各班長に自衛消防業務講習の受講③避難経路の物品の撤去)

- ・全学防災訓練、自衛消防訓練を実施し、災害等に備えるとともに、防災体制の有効性を確認する。

(No. 161)

・静岡県、静岡市、地元自治会との連携内容を検討するとともに、他大学との人的・物的な相互支援体制について検討する。

・連携整備の検討にあたって、グローバル地域センターや防災コンソーシアムなどの関係機関の知見の活用を図る。(No. 162)

3 社会的責任に関する目標を達成するための措置

(1) 人権の尊重等

・教職員に対して、ハラスメント研修を部局単位で実施する。

・学生に対して、年度初めのガイダンス等の機会を通じてハラスメント相談窓口の周知を図る。

・ニューズレターを年2回程度発行するなど、学生・教職員に対し、引続き啓発活動を実施する。

・学外者のハラスメント専門相談員による相談及び学内相談員への専門家による研修を実施する。

(No. 163)

・ジェンダー、マイノリティに関する全学共通科目を継続開講し、学生に向けた男女共同参画の現代的テーマでの講演会を開催するとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組として、静岡大学との連携事業を継続して進展させ、学内保育ニーズ調査の結果を分析・検討する。(No. 164)

(2) 法令遵守

・研修会への参加等により、監査業務に従事する職員の資質の向上を図るとともに、先進大学の事例の活用や過去事例の分析による監査項目、実施方法を検証する。

- ・国・県等が行う法令制度研修会に積極的に参加し、職員の法令知識の向上を図る。
- ・学内・学外で開催する研究会等に積極的に参加するなど、コンプライアンス意識の向上、法令・法人規程の遵守の徹底を図る。
- ・「公的研究費等不正防止計画」を推進し、教職員による経理処理の適正化を確保する。(No. 165)

(3) 環境配慮

- ・環境に関する教養科目の開講や省資源、省エネルギー、リサイクルなど、様々な教育・研究活動の場面において、啓発活動や環境に配慮した取組を引き続き推進し、エコキャンパスの実現に努める。(No. 166)
- ・【再掲】環境やユニバーサルデザインに配慮して、学内の案内標示の更新や省エネ照明器具に随時更新を図る。(No. 155)

V その他の記載事項

1 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

2 短期借入金の限度額

(1) 限度額 13億円

(2) 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故等の発生等により緊急に必要となる対策費として借入れすることも想定される。

3 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

4 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育・研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

5 県の規則で定める業務運営計画

(1) 施設及び設備に関する計画

施設・設備等の内容	予算額（百万円）	財源
大規模施設改修	120	施設整備費等補助金
大型備品更新	50	
新看護学部棟施設整備	1,396	新看護学部棟施設整備費補助金

(2) 人事に関する計画

- ・ 教員は、全学機関である教員人事委員会の選考を通じて公平性・透明性を確保の上、広く優秀な人材を採用する。事務局職員については、大学事務の専門性に配慮して法人固有職員を採用する。
- ・ 教員及び事務職員のファカルティ・ディベロップメント及びスタッフ・ディベロップメントを実施する。
- ・ 新たな教育研究活動の展開に係るものを別にして、期首の定数を上限に、教員及び事務職員の定数を適正管理する。

(別紙)
予 算

平成26年度予算

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	4,600
施設整備費補助金	1,566
自己収入	1,927
授業料収入及び入学金検定料収入	1,865
雑収入	62
受託研究等収入及び寄附金収入等	317
長期借入金収入	0
目的積立金取崩収入	228
計	8,638
支出	
業務費	6,755
教育研究経費	5,108
一般管理費	1,647
施設整備費	1,566
受託研究等経費及び寄附金事業費等	317
長期借入金償還金	0
計	8,638

収支計画

平成26年度収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	6,964
經常費用	6,964
業務費	5,877
教育研究経費	1,367
受託研究等経費	229
人件費	4,281
一般管理費	746
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	341
臨時損失	0
収入の部	6,964
經常利益	6,964
運営費交付金	4,600
授業料収益	1,444
入学金収益	182
検定料等収益	62
受託研究等収益	229
寄附金収益	44
財務収益	0
雑益	62
資産見返運営費交付金等戻入	225
資産見返物品受贈額戻入	53
資産見返寄附金戻入	63
臨時利益	0
固定資産売却益	0
純利益	0
総利益	0

資金計画

平成26年度資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	9, 1 2 8
業務活動による支出	6, 7 5 5
投資活動による支出	1, 8 8 3
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	4 9 0
資金収入	9, 1 2 8
業務活動による収入	6, 8 4 4
運営費交付金による収入	4, 6 0 0
授業料及び入学金検定料による収入	1, 8 6 5
受託研究等収入	2 2 9
寄附金収入	8 8
その他の収入	6 2
投資活動による収入	1, 5 6 6
施設費による収入	1, 5 6 6
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度からの繰越金	7 1 8